

令和8年度

玉名市育英奨学生 募集のしおり 【給付型】

《玉名市育英奨学生を希望する皆さんへ》

玉名市では向学心に富み、能力があるにもかかわらず経済的な理由で就学が困難な高校生（高等専門学校（第1学年～第3学年）及び専修学校（高等課程）の生徒を含む。）を対象として、玉名市育英奨学生の育英奨学生を募集します。

玉名市育英奨学生は返還の必要のない給付型の奨学生です。
育英奨学生を希望する方は、応募資格を理解した上で申し込んでください。



玉名市教育委員会教育総務課総務係

住所：〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

電話：0968-75-1133

1 玉名市育英奨学生の目的

玉名市は、向学心に富む高校生（高等専門学校（第1学年～第3学年）及び専修学校（高等課程）の生徒を含む。）で、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難な人に対し、学資を給付して教育の機会均等を図り、将来有能な人材を育成することを目的として、育英奨学生制度を設けています。

2 玉名市育英奨学生心得

育英奨学生は、玉名市育英奨学生給付事業実施要綱を順守し、育英奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

したがって、学業成績又は操行が不良となったなど、育英奨学生として適当でないと認められたときは、奨学生の給付を取り消すことがあります。

また、本人の重大な過失行為により法的処分又は退学処分を受けたときは、既に給付した育英奨学生の返還が発生する場合もあります。

3 申請に当たって

願書は、育英奨学生の選考に当たっての重要な書類となるため、3～4ページの募集要項をよく読まれ、記入例を参照の上、申請時現在の事実を記入してください。

記入すべきことが書かれていらないものや記入内容が故意に事実と相違していることが判明した場合は、採用決定後においても採用取消となることがありますので、正確に記入して下さい。

※ なお、本募集は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするために、予算成立前に募集の手続を行うものです。予算の執行は、令和8年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

玉名市育英奨学生募集要項

申請期間	令和8年3月2日(月)から4月10日(金)まで * 申請期間を過ぎての受付は行いませんので、十分ご注意ください。
資格	次の各号のいずれにも該当すること。 (1) 保護者が玉名市に住所を有していること。 * 決定後、市外に転出した場合はその資格を喪失する。 (2) 高等学校、高等専門学校(第1学年～第3学年)及び専修学校(高等課程) に在学し、学業成績が優秀で、勉学に意欲があると認められること。 (3) 経済的な理由により就学が困難であると認められること。 (4) 保護者に市税の滞納がないこと。
給付月額	15,000円
給付期間	学校の正規の修業期間
奨学生の返還	給付制度のため返還義務はありません。
採用予定数	若干名
選考	選考委員会で学業成績、家計状況をもとに採用を決定します。
採用決定	令和8年5月上旬予定
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 玉名市奨学生との併願はできません。・ 育英奨学生決定後の誓約書には、<u>連帯保証人が2人必要</u>になります。 (玉名市内在住の家族及び同居家族以外の方)・ 生活保護受給世帯については、高校就学に必要な保護費が福祉事務所 から給付されますので、申請を行うに当たっては事前に福祉事務所(ケース ワーカー)と相談して下さい。 なお、相談なく奨学生の給付を受けた場合は、福祉事務所が収入と認定 し、保護費が減額されて給付される場合などがあります。

玉名市育英奨学生提出書類

提出書類	留意事項
① 奨学生願書	<ul style="list-style-type: none"> 必ず本人が記入すること。 「生計を一にする家族及び所得状況」は、家族全員(本人、単身赴任の保護者及び通学のため自宅外にいる兄弟姉妹を含む。)を漏れなく記入すること。 住民票が異なる世帯(祖父母等)であっても、同一の住居に居住し、生計を一つにしている場合は記入すること。 連帯保証人は玉名市に居住し、育英奨学生の重大な過失行為により、育英奨学生の返納を命じられたとき、返納の責めを負うことのできる人です。
② 育英奨学生推薦調書	<ul style="list-style-type: none"> 担任の先生に依頼して下さい。 <p>(玉名市内中学校・高校については、学校から直接提出されますので担任の先生に確認してください。市外の高校はその他の提出書類と一緒に期限までに提出して下さい。)</p>
③ 所得課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> 家族全員分の<u>令和7年度所得課税証明書(令和6年分)</u>を提出して下さい。 住民票が異なる世帯(祖父母等)であっても、同一の住居に居住し、生計を一つにしている場合は原則として同一世帯となりますので提出が必要です。 <p>(玉名市役所市民課及び各支所市民生活課で発行します。)</p>
④ 市税の滞納のない証明書	<ul style="list-style-type: none"> 保護者全員(父母等)の<u>滞納のない証明書</u>を提出して下さい。 <p>(玉名市役所市民課及び各支所市民生活課で発行します。)</p>
⑤ 合格通知書又は在学証明書	<ul style="list-style-type: none"> 新1年生については合格通知書等のコピーで可。 新2年生、新3年生等については学校で在学証明書を取得して下さい。
⑥ その他必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯については、福祉事務所発行の<u>保護証明書(原本)</u>を提出してください。
書類の提出先	<p>玉名市教育委員会 教育総務課 (玉名市役所2階) 〒865-8501 玉名市岩崎163 TEL 0968-75-1133</p>

* 提出書類①③④⑤⑥については令和8年4月10日(金)まで教育総務課必着です。